

婚姻届手続きの流れ

届出する前の準備

- ・ 婚姻後の手続きについて調べる

婚姻届の記入

事前チェック

千代田区役所窓口

婚姻届を提出

証明書を請求して

婚姻後の手続きを進める

添付書類の不足がないか確認しましょう

- ・ 戸籍全部事項証明書や住民票の添付は原則不要ですが、第3土曜日の開庁日に届出を出される方はご持参いただくとスムーズに手続きが進みます。住民票をご持参される場合は、世帯主が記載されたものをご持参ください。(コピー可、本人記載のみでも可)
- ※下記事前チェックをご利用された方は、ご提出の際に戸籍全部事項証明書や住民票の添付は不要です。

婚姻後、どんな証明書が何通必要になるのか確認しましょう

- ・ 婚姻後の手続き(住所の異動、免許証・パスポート・保険証・年金・銀行預金の氏名変更など)について提出書類を確認しましょう。
- 婚姻後の証明として受理証明書、戸籍全部事項証明書、住民票などが求められる場合があります。(手続きする機関により異なります)

婚姻届記入見本を見ながら表記どおりに楷書で丁寧に婚姻届を記入しましょう

- ・ 届書の記入の際、鉛筆、消すことができるペンや修正液は、使用しないでください。
- ※婚姻により新しい戸籍をつくる場合、本籍の正しい表記方法や本籍が置けるか確認しておく必要があります。
(新本籍の確認も含め、事前チェックをご利用ください)

記入見本は
次のページ

事前チェックは安心材料の一つです

- ・ 届書に不備がある場合、婚姻届の提出日を戸籍に記載される【婚姻日】とすることができなくなります。
- ・ 事前チェックを受けておけば、届書に不備がないため、訂正などすることなくスムーズに提出することができますので、ご利用ください。

※千代田区役所での事前チェックは、千代田区役所に届出をされる方がご利用いただけます。

窓	<input type="checkbox"/> すべて記入済みの婚姻届 <input type="checkbox"/> 有効期限内の顔写真付きの公的身分証明書(免許証、マイナンバーカード等) <input type="checkbox"/> その他添付書類(外国人との婚姻の場合は別途必要な書類がございますのでお問い合わせください。)
	—事前チェックの窓口—
□	千代田区役所総合窓口課戸籍係(2階) 平日8時30分~17時(昼時間帯は、手続きに時間がかかります)
	※平日8時30分~17時以外に届出を予定されている方は、事前チェックの際に証明書出来次第郵送(証明書をご自宅にお送りするサービス)をお申込みいただけます。

時間に余裕をもって提出しましょう

時間帯	場所	必要書類	注意事項
平日、第3土曜日 8時30分~17時	本庁舎2階 総合窓口課戸籍係	<input type="checkbox"/> 婚姻届の原本 <input type="checkbox"/> 有効期限内の顔写真付きの公的身分証明書(免許証、マイナンバーカード等)	書類の不備がなければ、お預かりした日が受理日になります。できる限り事前チェックを受けてからご提出ください。 ※第3土曜日及び夜間休日窓口でご提出の場合は、原則、事前チェックを受けてからのご提出をお願いします。
上記時間以外	本庁舎1階 夜間休日窓口	<input type="checkbox"/> その他添付書類(外国人との婚姻の場合は別途必要な書類がございますのでお問い合わせください。)	

- ※第3土曜日及び夜間休日窓口でご提出いただいた届書は、お預かりした翌開庁日から審査開始(受理決定)します。
- ※第3土曜日が祝日の場合は第4土曜日が開庁日となります。

証明書の種別により請求先や発行可能時期は異なります

- ・ 請求する証明書の種類や混雑状況により発行可能時期は変動します。詳細は、各証明書請求先に事前にお尋ねください。
- 各証明書の請求先— 受理証明書:届出先(千代田区役所)、戸籍証明書:婚姻後の本籍地、住民票:お住まいの(住民票がある)市区町村

この案内書は、千代田区役所に婚姻届を提出されるみなさまが対象です。
お問い合わせは、総合窓口課戸籍係(03-5211-4198)までお願いします。

婚姻届記入見本 ～日本人同士の婚姻の場合～

千代田区役所に婚姻届を 提出される予定のみなさまへ

【新本籍の設定と提出先について】

皇居や東京駅に新本籍を設定することについて多くの問合せをいただきますが、他人から本籍を推測されやすいため、おすすめしておりません。

また、千代田区民の方の手続きを優先的に処理していますので、千代田区外にお住まいの方が、本籍を千代田区に設定する場合や提出先のみを千代田区とされる場合などについては、処理が完了し、婚姻届反映後の住民票や戸籍証明書が取得できるようになるまで1か月以上かかる場合がございます。

今後の戸籍の届出のたびにご不便をおかけすることとなりますので、ご注意ください。

多くのみなさまが届出される日

- ・国民の祝日 ・ぞろ目の日（11月11日など） ・10～11月の土休日
- ・1月1日、2月14日、ゴールデンウィーク、7月7日、11月22日、12月24日、12月25日、12月31日など

例年、多くのみなさまが届出されます。そのため、手続き後の住民票や戸籍全部事項証明書の入手まで大幅に時間（届出後1か月程度）がかかる場合があります。また、受理証明書の窓口での即日の交付や各証明書の請求の受付はできない場合があります。その場合、発行可能日の目安をお伝えいたしますので、その日以降からのご請求をお願いします。

事前チェックのお願い

提出書類に不備がない場合、婚姻届を提出した日が戸籍に記載される【婚姻日】となりますが、不備がある場合、婚姻届の提出日を【婚姻日】とすることができなくなります。事前チェックを受けてからのご提出をお願いします。

↓
詳細は、次ページの

「婚姻届手続きの流れ」をご覧ください。

右側にある証人2名の署名も忘れずに
※ 父母以外の方でも成人であれば証人になれます。

婚姻届

令和〇年1月1日届出

提出先

千代田区 長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送					
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(1) 氏 名	夫 になる 人	妻 になる 人
	この よしたろう 甲野 義太郎	おつの うめこ 乙野 梅子
(2) 住 所	東京都千代田区平河町 一丁目4番地	東京都千代田区平河町 一丁目4番地
	世帯主の氏名 この よしたろう 甲野 義太郎	世帯主の氏名 おつの うめこ 乙野 梅子
(3) 本 籍	東京都千代田区平河町 一丁目4番地	京都市上京区小山初音町 18番地
	筆頭者の氏名 甲野 幸雄	筆頭者の氏名 乙野 忠治
夫の氏を称する場合 <input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	父 甲野 幸雄	父 乙野 忠治
	母 甲野 松子	母 乙野 春子
	養父	養父
	養母	養母

分からなければ戸籍全部事項証明書や住民票の写しを見て記入する。

夫の氏を称する場合
 夫の氏
 妻の氏

どちらの氏を称するかにより記載が変わります。左記をご確認ください。

妻の氏を称する場合
 夫の氏
 妻の氏

夫の氏	新本籍(左の氏の人)がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かなくてください。	妻の氏	東京都千代田区平河町一丁目4番地
初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚	<input type="checkbox"/> 死別	<input type="checkbox"/> 初婚 再婚
同居を始める前の夫の世帯のおもな仕事	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻	1. 農業だけまたは2. 自由業・商工業	持っている世帯 / 住んでいる世帯
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業	

どちらかを選択する。
「番地」→ 土地登記簿上の地番号
「番」→ 住居表示の街区符号

夫婦につき新しい戸籍がつけられるときに記入する。
※ 見本では、氏を称する者がまだ戸籍の筆頭者になっていないので、新しい戸籍がつけられる。

署名

届出人署名 夫 甲野 義太郎 印 妻 乙野 梅子 印

住所を定めた年月日	連絡先
夫 年 月 日	電話 ()
妻 年 月 日	自宅・勤務先 ()・携帯

連絡先をご記入ください。

ここは記入しないでください。

※ 外国人と婚姻する場合や外国の方式で婚姻成立しているときは、記入の仕方が異なりますので、あらかじめ窓口にご相談しておきましょう。